

賃金構造基本統計調査について（報告）

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
令和 7 年 9 月 29 日

1. 賃金構造基本統計調査の概要
2. 過去の答申における「今後の課題」への対応状況
3. 集計要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）

1 賃金構造基本統計調査の概要（現行）

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の範囲 及び 報告者数

- ・日本標準産業分類に基づく16大産業に属する**事業所**
- ・常用労働者10人以上を雇用する事業所及び常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）
⇒約8万事業所
（母集団:約150万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者
⇒約170万人
（母集団:約4,300万人）

調査事項

- ◆事業所に係る事項
①事業所の名称及び所在地並びに法人番号、②主要な生産品の名称又は事業の内容、③事業所の雇用形態別労働者数、④企業全体の常用労働者数
- ◆労働者に係る事項
①性、②雇用形態、③就業形態（常用労働者に限る。）、④最終学歴（常用労働者に限る。）、⑤新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）、⑥年齢、⑦勤続年数（常用労働者に限る。）、⑧役職（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、別表の2に掲げる役職のものに限る。）、⑨職種、⑩経験年数（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、⑪実労働日数、⑫所定内実労働時間数、⑬超過実労働時間数、⑭きまって支給する現金給与額、⑮超過労働給与額、⑯昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）、⑰在留資格

調査の周期

1年（調査の実施期間：毎年7月1日から7月31日まで実施する。）

調査期日

調査実施年の6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については原則として調査実施年の1月から12月までの1年間)

調査方法

郵送調査、オンライン調査（政府統計共同利用システム）、調査員調査、その他（職員）

調査系統

一括調査（※）：厚生労働省－民間事業者－報告者
※調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に回答の上、一括して厚生労働省に郵送提出する方法
一括調査以外：厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）－（調査員・職員）－報告者

結果公表

速報：調査実施翌年の1月頃 概況：調査実施翌年の3月頃 詳細：調査実施翌年の6月頃

利活用状況

中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安設定の基礎資料、労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定の基礎資料、企業における賃金決定等の基礎資料 など

2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況

【対応状況一覧】

	①H31.4答申	②R1.9答申	対応状況
課題 1 (1)	統計利用者への本調査の特性を含めた情報提供	統計利用者への本調査の特性を含めた情報提供<継続課題>	厚生労働省HPにて情報提供（詳細 p 5）
課題 1 (2)	個人票における匿名データの提供検討	個人票における匿名データの提供検討<継続課題>	統計委員会諮問（諮問第161号）において左記課題について「適当」と整理 令和5年9月より提供開始（詳細 p 11）
課題 1 (3) ①	調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上	左記課題について「おおむね適当」と整理	「公表の更なる早期化」については令和5年調査から、「調査方法の見直し」等は令和2年調査から対応（詳細 p 12）
課題 1 (3) ②	調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化	左記課題について「おおむね適当」と整理	令和2年調査から対応（詳細 p 12）
課題 1 (3) ③	回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更	左記課題について「おおむね適当」と整理	令和2年調査から対応（詳細 p 13）
課題 1 (3) ④	事業所内の全労働者調査の検討	左記課題について「おおむね適当」と整理	令和2年調査から対応（詳細 p 13）
課題 1 (3) ⑤	外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の検討	外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の検討<継続課題>	賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループを設置して検討（詳細 p 6）
課題 2	-	その他の今後の課題…変更点に関する有効性の検証と社会経済情勢や利活用ニーズの変化への対応<新規課題>	賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループを設置するなどして検証・検討（詳細 p 7）

2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況（2）

課題1（1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供（H31.4及びR元.9答申での指摘）

- ・毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討すること（H31.4）。
- ・賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めて検討すること（H31.4）。
- ・本調査が賃金に関する中心的な統計調査として幅広く利用されている重要な調査であることを鑑み、その検討状況についても、積極的に統計利用者に情報提供を行うこと（R元.9）。

対応状況

- ・統計委員会企画部会（令和3年3月）にて報告された「賃金関連統計の比較検証に係る調査研究（※）」において、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の適切な比較・分析を行うほか、同一事業所の個票を抽出して比較を行っている。
- ・他の賃金水準に関する類似統計である「職種別民間給与実態調査」及び「民間給与実態統計調査」との比較についても、同じく「賃金関連統計の比較検証に係る調査研究」において、各統計の類似点・相違点、および利用に当たっての留意点などを整理しており、当該研究の報告書について厚生労働省のHPからリンクを貼り、令和3年度より情報提供中。

※出所 「賃金関連統計の比較検証に関する調査研究」（令和3年3月 総務省統計委員会担当室委託業務）

参考：厚生労働省HP

[ホーム](#) > [統計情報・白書](#) > [各種統計調査](#) > [厚生労働統計一覧](#) > [賃金構造基本統計調査](#) > [参考情報](#)

賃金構造基本統計調査

参考情報

他統計との比較

- [賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の相違について](#)
- [賃金関連統計の比較検証に関する調査研究\(総務省統計委員会担当室 委託業務\)](#)
 - [同 参考資料](#)

2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況（3）

課題1（3）⑤外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実（H31.4及びR元.9 答申での指摘）

- ・外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの確な把握や国際比較の観点から、「国籍」等の把握も検討すること。また、外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること（H31.4）。
- ・統計ニーズへの的確な対応等の観点から、引き続き検討を推進する必要がある（R元.9）。

対応状況

- ・令和4～5年度「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（座長 加藤久和（明治大学政治経済学部教授））での検討結果を踏まえ、国籍の把握、「地域別」とのクロス集計を見送り、「性別」とクロスした統計表を令和7年調査より公表する予定。

集計事項の変更について、令和7年7月24日総務大臣承認

参考①：賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）の検討結果

- 賃金構造基本統計調査においても外国人雇用実態調査と同様（※）に、**事業主に労働者の国籍を尋ねることは報告者負担につながり、回収率が低下するおそれがあることや、賃金構造基本統計調査の調査対象となった事業所で外国人を雇用している場合しか外国人労働者を把握できない**ということを踏まえ、**国籍を把握しないこととしても問題はない**。
- （※）ワーキンググループ報告書では「外国人雇用実態調査においては、外国人が就労可能な範囲を規律する在留資格と異なり、国籍は事業主が把握しておくべき事項ではないため、事業主に回答を求めることは記入者負担となることから、国籍は事業所票の調査項目とされず、労働者票の調査項目の1つとされている。」としている。
- **在留資格区分別と性別のクロス表**については、賃金構造基本統計調査では表章に当たって必要なサンプルサイズが一定程度存在すると見込まれるため、**作成することが適当**である。
一方で、**在留資格区分別と地域別のクロス集計**について、賃金構造基本統計調査においては現在、地域別の集計区分として都道府県別としており、賃金構造基本統計調査の本体集計との比較可能性の観点から、在留資格区分別と都道府県別のクロス集計が考えられるが、**大部分のサンプルサイズが小さく、表章不可能になることが見込まれ、また、賃金構造基本統計調査の調査対象となった事業所で外国人を雇用している場合しか外国人労働者を把握できない**ということも踏まえ、**作成しないこととしても問題はない**。

参考②：集計事項例

常用労働者のうち一般労働者に関する事項 企業規模10人以上の事業所に係る集計

第26表 在留資格区分、**性**、産業別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

新たに性別でのクロスを行う。

2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況（4）

課題2 その他の今後の課題（R元.9答申での指摘）

- ・ 今回の調査計画の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、本調査を取り巻く社会経済情勢や利活用ニーズの変化に基づく検討等を行い、これらの結果を踏まえ、適切に調査計画の見直しを行うこと。

・ 各種変更点については、いずれも期待したとおりの効果が確認されており、全体として、計画の変更目的に沿った成果が得られたものとする。（詳細 p 8）

例えば、オンライン調査の導入によって、オンライン有効回答率の上昇（23.1%（R2）→40.1%（R6））とともに、全体の有効回答率も上昇（68.6%（R元）→74.2%（R6））しており、変更点が調査の精度や効率性を向上させる上で有効であったことを示している。

・ 休暇制度や働き方等の変化を踏まえ、集計要件の見直しについて検討がなされた。その結果を踏まえ、一部の要件の変更を行う。（詳細 p 9）

・ 今後も引き続き、社会経済情勢や利活用ニーズの変化を踏まえ適切に調査計画の見直しを行っていく。

対応状況

2 過去の答申における「今後の課題」への対応状況（5）

課題2 その他の今後の課題（R元.9答申での指摘）

調査計画の変更内容と有効性等

ア 報告を求める事項の変更

（ア）調査事項（一部）のプレプリントの実施

⇒ **プレプリント事項に係る報告者の負担を軽減し、円滑な調査の実施に寄与している。**

（イ）「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除

⇒ **報告者負担の軽減及び調査事務の効率化を図りつつ、経年比較可能なデータを提供している。（詳細 p 16）**

（ウ）労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化

⇒ **短時間労働者含む全ての常用労働者について細分化することで、学歴と賃金に関するより詳細な分析が可能となった。（詳細 p 17）**

（エ）労働者の「職種番号」（職種区分）見直し等

⇒ **一部の職種について細分化等の見直しを行い、国勢調査などとの比較可能性が向上した。統計利用者の利便性に資するため、職種区分の新旧の対応表や各職種の具体的な代表例を厚生労働省HPに掲載した。（詳細 p 18）**

（オ）「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更

⇒ **調査対象事業所を事業所規模10人以上に変更し、職種別結果とのクロス集計が可能となった。**

（カ）労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除

⇒ **「きまって支給する現金給与額」に3手当を含む旨注釈を追記して調査を実施しており、懸念されていた3手当に関する回答の紛れは、確認されていない。（詳細 p 19）**

（キ）調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

⇒ **令和2年に記入者の見やすさも加味して調査票を統合し、その後も、地方労働局からの意見を踏まえ一部改善した。**

イ 報告を求める方法の変更

⇒ **オンライン有効回答率も上昇（23.1%（R2）→40.1%（R6））しており、全体の有効回答率も上昇（68.6%（R元）→74.2%（R6））している。（詳細 p 20）**

① 新たにオンライン調査を導入するとともに、一括調査においてのみ可能としていた電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更

② 一括調査における調査票の配布・回収・審査業務に加え、一括調査以外の調査におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会業務等について民間事業者を活用

③ 報告者が希望する場合に、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更

ウ 集計事項の変更

調査事項の削除や職種区分の見直しに伴い、削除事項に関連する集計事項の削除・変更及び産業と職種大分類とのクロス集計を行う集計事項等を追加するとともに、精度確保の観点から表章困難な集計事項を削除する

⇒ **予定していた変更に加え、職種大分類別集計について、性別・学歴別・年齢階級別や性別・雇用形態別の集計も追加した。（詳細 p 21）**

3 集計要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）

集計要件が設定された当時と現在では休暇制度や働き方等が変化していることを踏まえ、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）にて集計要件の見直しについて検討がなされた。その結果を踏まえ、一部の要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）を行う。

【令和8年調査より適用】

集計要件について

賃金構造基本統計調査は、労働者の雇用形態や年齢など、属性と賃金の関係を明らかにすることを目的としている。そのため、労働日数や労働時間に一定の要件を設け、当該要件を満たす労働者について集計したものを各統計表として公表している。

現行の集計要件

【一般労働者】

調査月に

- ① 実労働日数が18日以上
- ② 1日あたり所定内実労働時間が5時間以上
- ③ 所定内給与額が5万円以上

【短時間労働者】

調査月に

- ① 実労働日数が1日以上
- ② 1日あたり所定内実労働時間が1時間以上9時間未満
- ③ 1時間あたり所定内給与額が400円以上



賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）の検討結果

③ 所定内給与額（1時間あたり所定内給与額）

本調査における一般労働者及び短時間労働者の調査時の定義において所定内給与額の条件を課していないことを踏まえると、当該要件の必要性は乏しく、**廃止することが適当**。

参考

1 その他の過去の答申における「今後の課題」への対応状況（1）

課題1（2）個人票における匿名データの提供の検討（H31.4及びR元.9答申での指摘）

- ・個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付与することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。（H31.4）
- ・調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとし、厚生労働省は、この検討に積極的に参画しつつ、その結論が得られた後、本調査における匿名データの作成・提供について検討すること（R元.9）。
- ・本調査の匿名データの検討に当たっては、情報を削除することにより匿名化する従前の方法にとらわれず、新たにノイズを加えることにより、報告者を特定できないようにする手法を含め、具体的な利活用を考慮した匿名化の方法についても検討すること（R元.9）。

対応状況

総務省統計研究研修所と連携して、検討・検証を行い、令和4年3月に統計委員会諮問、答申において「適当」と整理

- ・承認を得た匿名データの作成方法により、令和4年度末に平成29年～令和元年調査分の匿名データを作成し、令和5年9月より提供開始。平成27年～平成28年のデータは令和7年8月提供開始。

1 その他の過去の答申における「今後の課題」への対応状況（2）

課題1（3）①調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上（H31.4答申での指摘）

対応状況

令和元年9月答申において「おおむね適当」と整理

- ・報告者の利便性の向上等の観点から、オンライン調査の導入や電子媒体による提出を全面的に可能とするよう変更し、回収率向上に資するとともに、従来の事業所票と個人票を統合し、調査業務の効率化を図ることに伴い、公表時期を1か月程度早期化するよう努める。
- ・令和2年調査より対応済み。

※令和元年及び令和2年の賃金構造基本統計調査の改正において、調査項目の細分化、職種別調査範囲の拡大等の見直しを行っており、当該見直しに伴う審査事項、集計事項の増加、複雑化が想定以上であったため、全体の1ヶ月程度の早期化は困難であったことから、主要な結果を「一次集計結果」として切り出し、令和5年調査より「速報」として、調査実施翌年の1月までに公表している。

課題1（3）②調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化（H31.4答申での指摘）

対応状況

令和元年9月答申において「おおむね適当」と整理

- ・日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化するよう変更する。
- ・令和2年調査より対応済み。

1 その他の過去の答申における「今後の課題」への対応状況（3）

課題1（3）③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更（H31.4答申での指摘）

- ・統計利用者の時系列比較等に係る利便性の観点から、可能な限り、過去の調査結果についても遡って推計を行い、公表・提供できるよう検討・実施する必要がある。

対応状況

令和元年9月答申において「おおむね適当」と整理
※ただし、結果公表に当たり、統計利用者に混乱が生じないように、十分かつ丁寧な説明を行うことが必要と指摘

- ・母集団となる事業所数に対し有効回答事業所数の割合を乗じる推計方法に変更し、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年まで遡って新たな推計方法による結果を公表・提供する。
- ・令和2年調査公表時に、平成18年調査まで遡って新たな推計方法による結果を算出し、厚生労働省HP等において変更内容にかかる説明を付した上で参考値として公表・提供済。

課題1（3）④事業所内の全労働者調査の検討（H31.4答申での指摘）

- ・事業所内の全労働者を個人票の調査対象とすることについては、調査対象事業所の判断により事業所内の全労働者の調査を行う場合における調査結果の推計方法についても併せて検討する必要がある

対応状況

令和元年9月答申において「おおむね適当」と整理

- ・従来は、原則として「労働者抽出率の逆数」を復元倍率としていたところ、「事業所の労働者数÷抽出された労働者数」を復元倍率とする方法に見直す。
- ・報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。
- ・令和2年調査より導入済み。

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(1)

1(3)①一部集計結果の「速報」としての公表

令和5年より、企業の賃金改定の参考に資するよう、調査結果の速報を公表している。速報では、一般労働者の賃金について、年齢階級×学歴(※)×企業規模別、年齢階級×産業別、産業×学歴別(※)、学歴×勤続年数階級別について集計している。 ※高卒、大卒のみ。

速報の概況(令和5年)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年1月24日
【照会先】政策統計官付参事官付賃金福祉統計室
室長 田中 伸彦
室長補佐 北山 卓矢
企画調整係
(代表電話) 03(5253)1111(内線7657、7655)
(直通電話) 03(3595)3147

令和5年賃金構造基本統計調査速報

賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に明らかにするものである。

本速報では、一般労働者の賃金について、産業(※1)×学歴(※2)別、勤続年数階級別、年齢階級×産業(※1)別、年齢階級×学歴(※2)×企業規模別について集計しており、本公表資料に掲載していない統計表についてはe-Statを参照されたい。

なお、本速報の数値は、一次集計結果であり、今後公表する概況(二次集計結果)とは数値が異なることがある。

※1：産業は「鉱業、採石業、砂利採取業」を除く。
※2：学歴は高校と大学のみである。

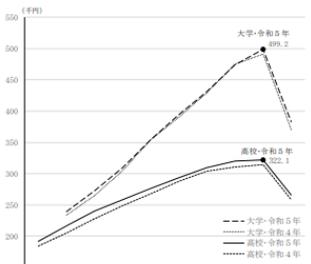
【調査結果のポイント】※「一般労働者」及び「賃金」については、7ページの主な用語の定義を参照されたい。

○ 一般労働者の賃金は、318.3千円と前年と比べて2.1%増となっている。これは、平成6年に2.6%増となって以来30年ぶりの水準である。 【3ページ・第1表】

○ 学歴別に賃金をみると、高校281.8千円、大学369.6千円となっている。前年と比較すると、ほとんどの年齢階級で前年を上回っており、相対的に34歳以下の若年層で高い伸びとなっている。 【4ページ・第2表、1ページ・第1図】

令和5年賃金構造基本統計調査の結果(速報)は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス https://www.mhlw.go.jp/tooukei/list/chinginkouzou_a.html

第1図 一般労働者の学歴、年齢階級別賃金



年齢階級(歳)	大学		高校	
	令和5年	対前年増減率(%)	令和5年	対前年増減率(%)
15~19	318.3	2.1	281.8	2.9
20~24	369.6	2.8	318.3	2.9
25~29	369.6	2.8	318.3	2.9
30~34	369.6	2.8	318.3	2.9
35~39	369.6	2.8	318.3	2.9
40~44	369.6	2.8	318.3	2.9
45~49	369.6	2.8	318.3	2.9
50~54	369.6	2.8	318.3	2.9
55~59	369.6	2.8	318.3	2.9
60~64	369.6	2.8	318.3	2.9
65~69	369.6	2.8	318.3	2.9
70~	369.6	2.8	318.3	2.9

注：1) 年齢計には65歳以上の労働者を含む。
2) 対前年増減率は、令和4年に対する令和5年の増減率。

速報の統計表(令和5年)

第2表 一般労働者の学歴、年齢階級別賃金及び対前年増減率

	学歴計			高校			大学		
	令和5年	令和4年	対前年増減率(%)	令和5年	令和4年	対前年増減率(%)	令和5年	令和4年	対前年増減率(%)
	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
年齢計	318.3	311.8	2.1	281.8	273.8	2.9	369.6	362.8	1.9
～19歳	190.0	184.2	3.1	191.5	184.6	3.7	-	-	-
20～24	224.5	218.5	2.7	216.1	205.2	5.3	239.6	233.6	2.6
25～29	258.2	251.2	2.8	240.6	228.1	5.5	272.6	265.2	2.8
30～34	286.4	281.0	1.9	258.4	248.5	4.0	310.0	304.9	1.7
35～39	314.6	312.5	0.7	276.6	267.6	3.4	354.1	353.9	0.1
40～44	338.7	333.7	1.5	293.3	287.5	2.0	394.6	390.7	1.0
45～49	355.5	349.2	1.8	310.0	303.6	2.1	430.9	429.4	0.3
50～54	371.1	364.7	1.8	319.7	310.6	2.9	473.8	474.9	-0.2
55～59	376.4	370.0	1.7	322.1	314.3	2.5	499.2	491.1	1.6
60～64	305.6	295.6	3.4	265.6	258.2	2.9	383.3	370.2	3.5
65～69	270.1	257.6	4.9	236.0	227.9	3.6	369.2	331.0	11.5
70～	255.4	238.1	7.3	226.7	216.1	4.9	372.7	337.2	10.5

注：学歴計には「中学」、「専門学校」、「高専・短大」、「大学院」及び「不明」を含む。

第3表 一般労働者の勤続年数階級別賃金及び対前年増減率

	令和5年	令和4年	対前年増減率(%)
	(千円)	(千円)	(%)
勤続年数計	318.3	311.8	2.1
0年	253.4	248.6	1.9
1～2年	263.8	258.1	2.2
3～4年	272.1	266.9	1.9
5～9年	290.2	284.4	2.0
10～14年	316.8	312.4	1.4
15～19年	350.6	342.4	2.4
20～24年	380.5	374.9	1.5
25～29年	414.8	409.4	1.3
30年以上	423.3	414.0	2.2

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(2)

1 (3) ③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更

事業所復元倍率については、令和2年以前は標本事業所抽出時における抽出率の逆数を用いていたが、回収率の影響を受けないよう、母集団に対する有効回答事業所数の割合の逆数と変更した。利用者に混乱が生じないよう、推計方法の見直し概要や新たな推計方法による遡及集計結果について、厚生労働省HPにて掲載・提供している。

利用者への説明 (HP掲載内容)

令和2年賃金構造基本統計調査の変更に伴う遡及集計について

賃金構造基本統計調査については、「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書」(令和元年6月)における指摘や調査計画変更申請に対する統計委員会からの答申(令和元年9月30日)を踏まえて、令和2年調査項目及び推計方法の見直しを行いました。

これに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年調査まで遡った集計結果を参考系列として公表いたします。

また、参考系列に係る調査項目及び推計方法の見直しは以下のとおりです。

調査方法の変更及び新たな推計方法の概要

○初任給額の廃止

これまで事業所票の調査事項であった「新規学卒者の初任給額」については、事業所票及び個人票の統合により削除され、代わりに、従来の個人票で抽出された労働者のうち、新規学卒者に該当する者に印を付する方式になりました。

この変更により、[令和2年調査結果](#)の利用にあたっては、以下の注意が必要です。

- ・従来の初任給額は、事業所に新規学卒者がいた場合に記入いただいていたが、新たな集計では、各事業所において新規学卒者が抽出された場合に、その所定内給与額を集計するものであること
- ・従来の初任給額は、通勤手当等を除いた額を記入いただいていたが、新たな集計では、他の労働者の所定内給与額と同様、これらを含む額となっていること

なお、以下の2つの種類の遡及集計を行いました。

- ・過去の調査について、個人票における年齢・勤続年数・最終学歴から新規学卒者に該当すると推定される労働者の所定内給与額を推計したもの([遡及集計表一覧\(年次推移\)第6表](#))
- ・従来の事業所票の調査事項である初任給額について、以下に述べる復元倍率の変更のみを反映させた推計方法で集計したもの([遡及集計表一覧\(年次推移\)第6表\(参考\)](#))

○復元倍率算出方法の見直し

層化二段抽出法を用いている賃金構造基本統計調査においては、事業所の抽出に対応する事業所復元倍率と労働者の抽出に対応する労働者復元倍率の積を復元倍率として用いています。

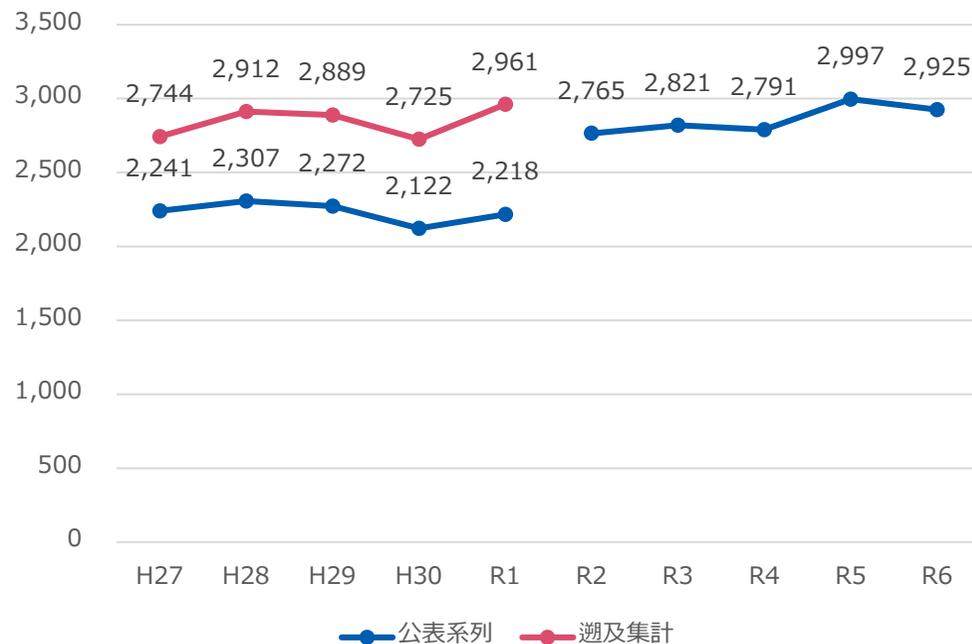
このうち、事業所復元倍率については、これまでは標本事業所抽出時における抽出率の逆数を用いていましたが、回収率の影響を受けないよう、母集団に対する有効回答事業所数の割合の逆数とします。

また、労働者復元倍率については、これまでは各事業所における標本労働者抽出時の規定の抽出率の逆数を用いていましたが、より精緻な復元が可能となるよう、雇用形態(正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者)別に、実際に抽出された労働者数の割合の逆数とします。

以上の復元倍率の変更を反映させた推計方法で遡及集計しました。[\(遡及集計表一覧\(年次推移\)第1～6表\)](#)

労働者数の推移

労働者数(万人)



※「企業規模10人以上」の区分における常用労働者数(復元後)の値。

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(3)

2 その他の今後の課題

ア(イ) 新規学卒者の初任給額及び採用人員を把握する調査項目の削除

令和2年調査より、新規学卒者の初任給額及び採用人員を把握する調査項目の削除を行うことで、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化を図った。また、厚生労働省HP上に調査方法の変更に係る具体的な説明と経年比較可能なデータを提供している。

HP掲載内容

令和2年賃金構造基本統計調査の変更に伴う遡及集計について

賃金構造基本統計調査については、「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書」(令和元年6月)における指摘や調査計画変更申請に対する統計委員会からの答申(令和元年9月30日)を踏まえて、令和2年調査より、調査項目及び推計方法の見直しを行いました。

これに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年調査まで遡った集計結果を参考系列として公表いたします。

また、参考系列に係る調査項目及び推計方法の見直しは以下のとおりです。

調査方法の変更及び新たな推計方法の概要

○初任給額の廃止

これまで事業所票の調査事項であった「新規学卒者の初任給額」については、事業所票及び個人票の統合により削除され、代わりに、従来の個人票で抽出された労働者のうち、新規学卒者に該当する者に印を付ける方式になりました。

この変更により、[令和2年調査結果](#)の利用にあたっては、以下の注意が必要です。

- ・従来の初任給額は、事業所に新規学卒者がいた場合に記入いただいていたが、新たな集計では、各事業所において新規学卒者が抽出された場合に、その所定内給与額を集計するものであること
- ・従来の初任給額は、通勤手当等を除いた額を記入いただいていたが、新たな集計では、他の労働者の所定内給与額と同様、これらを含む額となっていること

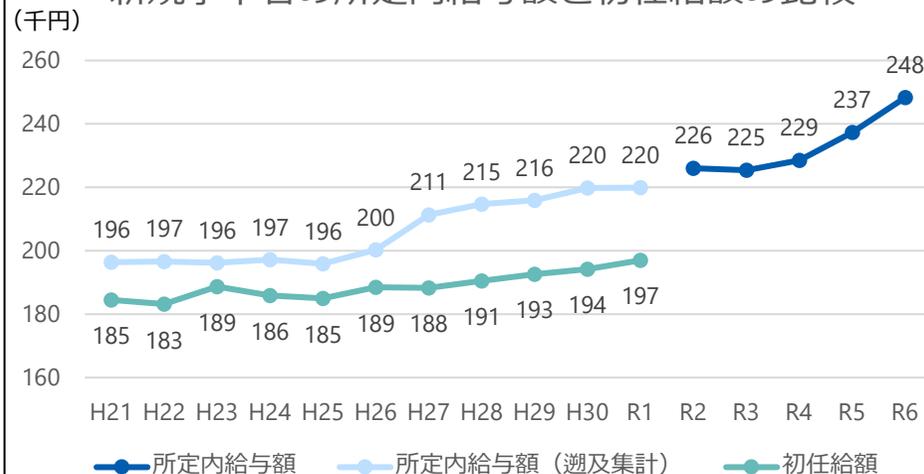
なお、以下の2つの種類の遡及集計を行いました。

- ・過去の調査について、個人票における年齢・勤続年数・最終学歴から新規学卒者に該当すると推定される労働者の所定内給与額を推計したものの([遡及集計表一覧\(年次推移\)第6表](#))
- ・従来の事業所票の調査事項である初任給額について、以下に述べる還元倍率の変更のみを反映させた推計方法で集計したものの([遡及集計表一覧\(年次推移\)第6表\(参考\)](#))

遡及集計の結果

- ・過去の調査について個人票における年齢・勤続年数・最終学歴から新規学卒者に該当すると推定される労働者の所定内給与額を推計し、公表している。

新規学卒者の所定内給与額と初任給額の比較



(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(4)

2 その他の今後の課題

ア(ウ) 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化

令和2年調査より、「最終学歴」については「高卒・短大卒」「大卒・大学院卒」をそれぞれ細分化するとともに、短時間労働者含む全ての常用労働者について把握することとした。これにより、学歴と賃金に関するより詳細な分析が可能となった。なお、その際「不明」の選択肢を追加したが、「不明」とされた労働者割合は約6%程度であった。

調査票

2. 労働者に係る事項

(1) 一連番号	(2) 性	(3) 雇用形態				(4) 就業形態	(5) 最終学歴						(6) 新卒者	(7) 年齢			
		常用労働者					臨時労働者	短時間労働者	中学	高校	専門学校	高専・短大			大学	大学院	不明
		正社員・正職員	正社員・正職員以外	期間の定め無	期間の定め有												
01	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1	2	3	4	5	6	9	1		
02	1 2	1	2	3	4	5	1 2	1	2	3	4	5	6	9	1		

学歴別の賃金状況(令和2年)

	所定内給与(千円)	労働者割合(%)
学歴計	307.7	100.0
中学	257.2	2.5
高校	270.4	36.0
専門学校	287.6	13.3
高専・短大	284.4	7.8
大学	362.9	30.8
大学院	454.5	3.6
不明	255.5	6.1

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(5)

2 その他の今後の課題

ア(工)労働者の「職種番号」(職種区分)見直し等

令和2年調査より、日本標準職業分類の小分類の単位を参考に一部の職種について細分化等の見直しを行い、国勢調査などの他統計との比較可能性が向上した。また、統計利用者に混乱が生じないように、職種区分の新旧の対応表や各職種の具体的な代表例を厚生労働省HPに掲載している。

HP掲載内容(職種の具体例)

◆令和2年以降の職種一覧

※複数の職種に該当する場合は、主な職種(就業時間の最も長い職種)を1つ記入してください。
 ※それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら、管理的な性質の仕事にも従事している職種のリーダー、責任者等は、一般従事者の仕事に応じて決定します。ただし、A管理的職業従事者、B専門的・技術的職業従事者に該当する者は、それぞれの大分類における職種とします。
 ※公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、有資格者のみが該当します。これらの資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同じ職種とします。
 ※[1051 研究者][1072~1119 技術者]は、仕事を遂行するために通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とするものです。

A管理的職業従事者

職種番号	職種名	代表例
1031	管理的職業従事者	○部長、課長、支店長、工場長、駅長・区長 ×病院長(医師)(1121)、大学学長(1196)、 課長補佐や係長など(それぞれ該当する職種番号)

B専門的・技術的職業従事者

職種番号	職種名	代表例
1051	研究者	○研究機関・大学・企業の実験者、研究所長
1072	電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	○電気設計技術員、情報機器開発技術者、 半導体製品製造技術者、電気工事施工管理技術者 ×電気工事従事者(1671)
1073	機械技術者	○機械技術士、機械設計技術者、プラント設計技術者、 金属機械技術者、配管技術者(機械)
1074	輸送用機器技術者	○自動車設計技術者、自動車製造技術者、 航空機技術者 ×航空整備士(1554)
1076	金属技術者	○金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、精錬技術者
1077	化学技術者	○化学技術士、工業化学技術者、油脂化学技術者
1091	建築技術者	○建築士、建設設計技術者、建築現場監督、 建築施工管理技術者 ×建設従事者(1651)~(1669)
1092	土木技術者	○建設技術士、道路技術者、土木施工管理技術者、 河川土木技術者、上下水道技術士、土木現場監督 ×土木従事者(1681)
1093	測量技術者	○測量士、測量士補、道路測量士

C事務従事者

職種番号	職種名	代表例
1251	庶務・人事事務員	○総務係事務員、庶務係事務員、文書係事務員
1253	企画事務員	○企画係事務員、プランナー、商品開発部員 マーケティング・リサーチャー
1254	受付・案内事務員	○受付・案内事務員、図書館カウンター受付職員、 フロント(企業) ×娯楽施設フロント係(1406)
1255	秘書	○会社社長秘書、会社役員秘書
1256	電話応接事務員	○電話交換手、コールセンターオペレーター、 テレフォンポインター、通信販売受付事務(電話)
1257	総合事務員	○総合事務員 ×複数の事務に従事していても行うべき仕事内容が限定されている場合(1251)~(1256)、(1259)~(1311)
1259	その他の一般事務従事者	○広報・法務係事務員、調査審査・集計事務員、 保険契約事務員、クラーク(医療)、医療事務員、 通信販売受付事務員(電話以外によるもの)
1261	会計事務従事者	○預・貯金窓口事務員、経理係事務員、 税理士事務所の事務員、物品調達係事務員 ×公認会計士(1181)、税理士(1181)
1271	生産関連事務従事者	○生産管理事務員、出荷事務員
1281	営業・販売事務従事者	○販売伝票記録員、営業事務員、旅行者カウンター係 ×営業職(訪問を行うもの)(1344)~(1349)
1291	外勤事務従事者	○公共料金集金人、市場調査員、メーター検針員
1301	運輸・郵便事務従事者	○運行管理者、配車係、郵便窓口係員
1311	事務用機器操作員	○データ・エントリ装置操作員、キーパンチャー、 電子計算機操作員、OCR機器操作員

HP掲載内容(職種区分の新旧対応表)

令和元年以前の職種区分にみた令和2年以降の職種区分の対応表

本表は、令和元年以前の職種区分が、令和2年以降は、どの職種区分に含まれるかを示したものです。

令和元年以前の職種区分(旧)		令和2年以降の職種区分(新)	
職種番号	職種名	職種番号	職種名
201	自然科学系研究者	1051	研究者 (人文・社会科学系等研究者を含む)
202	化学分析員	1077	化学技術者
		1119	他に分類されない技術者
		1072	電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)
		1073	機械技術者
		1074	輸送用機器技術者
		1076	金属技術者
		1077	化学技術者
		1091	建築技術者
		1092	土木技術者
		1101	システムコンサルタント・設計者
		1104	ソフトウェア作成者
		1109	その他の情報処理・通信技術者
		1119	他に分類されない技術者
204	一級建築士	1091	建築技術者
205	測量技術者	1093	測量技術者
206	システム・エンジニア	1101	システムコンサルタント・設計者
207	プログラマー	1104	ソフトウェア作成者
208	医師	1121	医師
209	歯科医師	1122	歯科医師
210	獣医師	1123	獣医師
211	薬剤師	1124	薬剤師
212	看護師	1133	看護師
213	准看護師	1134	准看護師
214	看護補助者	1371	看護助手
215	診療放射線・診療エックス線技師	1141	診療放射線技師
216	臨床検査技師	1143	臨床検査技師 (衛生検査技師を含む)
217	理学療法士、作業療法士	1144	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士
218	歯科衛生士	1146	歯科衛生士

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(6)

2 その他の今後の課題

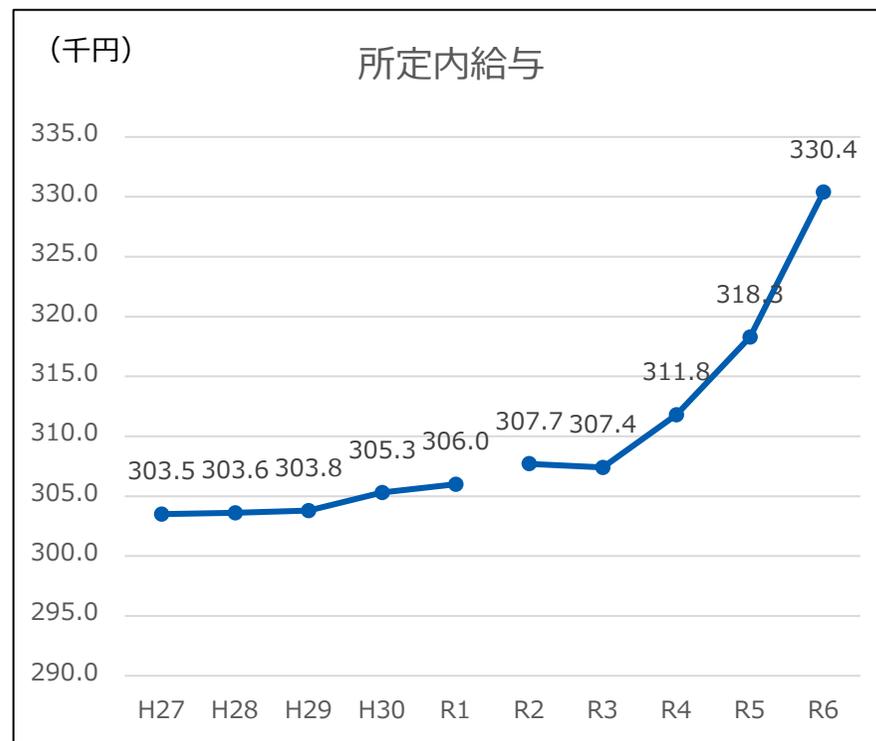
ア(カ) 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除

令和2年調査より、「きまって支給する現金給与額」の内訳である「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」の調査事項を削除した際に、報告者が回答に当たって紛れが生じないように「きまって支給する現金給与額」の注釈に3手当を含むことを追記して調査を実施しており、懸念されていた3手当に関する回答の紛れは、確認されていない。

調査票

労働数	(13) 所定内労働時間数	(14) 超過労働時間数	(15) きまって支給する現金給与額		昨年同期手
			(16) (15)のうち超過労働給与額	賞与、其の支給されるものも3か月を合	
月間の合計について入してください。)	30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。		6月分として算定された給与(税込み)で、超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当等を含みます。		百万
			1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含みます。		
			千	円	百万

所定内給与額の推移



※ 令和元年以前は令和2年の集計方法の変更を反映して遡及集計した値

(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(7)

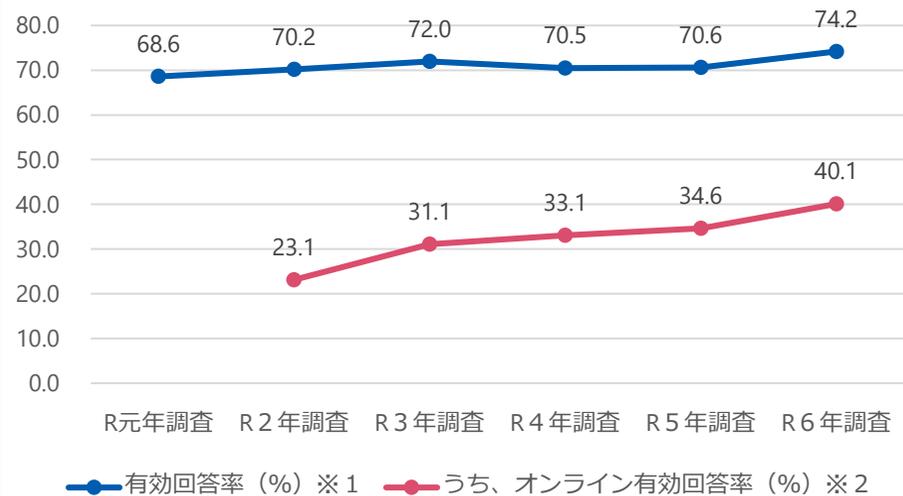
2 その他の今後の課題 イ 報告を求める方法の変更

- 令和2年調査からのオンライン調査の導入も大きな混乱なく進み、オンライン有効回答率も上昇(23.1%(R2)→40.1%(R6))しており、全体の有効回答率も上昇(68.6%(R元)→74.2%(R6))している。
- 各企業において複数の事業所をまとめて報告する一括調査(※)における調査票の配布・回収・審査業務に加え、一括調査以外の調査におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会業務等について令和2年から令和7年現在に至るまで民間事業者を活用している。なお、一括調査を希望する企業は年々増加している。
- 令和2年調査より、事業所が希望する場合、事業所内の全労働者分について記入することも可能とするよう変更した結果、一定数の事業所に全労働者分の記入にご協力いただいているところ。

(※) 各事業所で労務管理を行っていない又は複数の事業所が調査対象になった企業について、希望すれば、本社等に対して複数の調査対象事業所分の調査用品を厚生労働省から一括で送付し、本社等が調査対象となった事業所分についても一括して報告する方法。

有効回答率の推移

有効回答率の推移

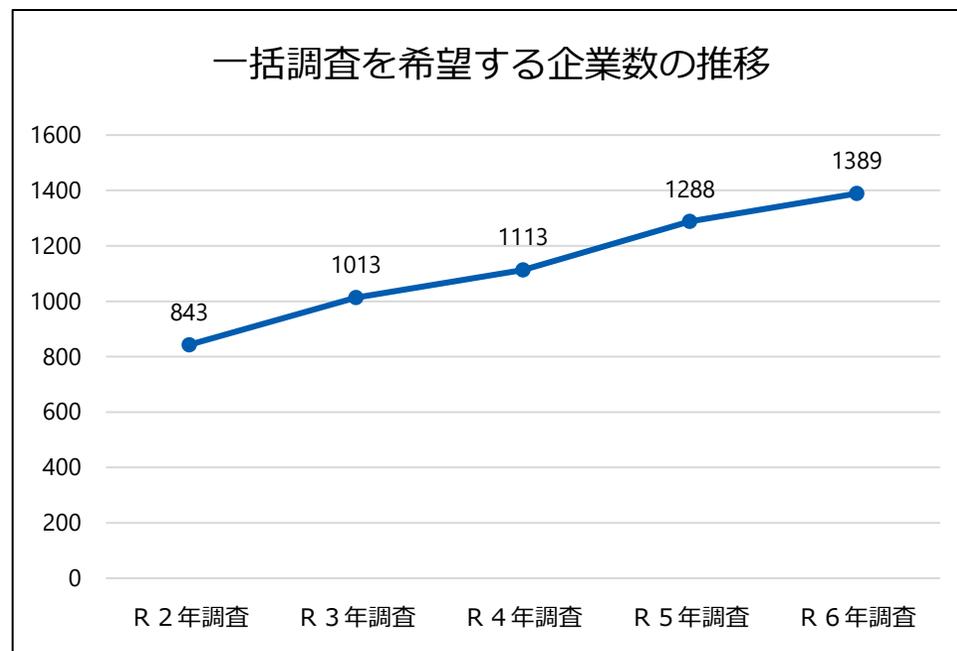


※1：有効回答率は調査対象者数に占める有効回答数の割合である。

※2：オンライン有効回答率は調査対象者数に占めるオンライン有効回答数の割合である。

一括調査を希望する企業数の推移

一括調査を希望する企業数の推移



(補足資料) 「今後の課題」への対応状況(8)

2 その他の今後の課題 ウ 集計事項の変更

令和2年調査より、更なる統計ニーズに資する観点から、企業規模10人以上の事業所における一般労働者に関する集計事項として、職種大分類別集計について、性別・学歴別・年齢階級別や性別・雇用形態別の平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数等に係る集計事項等を追加した。当該集計事項を追加したことによって他統計との比較可能性が向上した。

統計表

令和2年賃金構造基本統計調査

職種(大分類)、性、学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)

(職種)第8表

表頭分割		01																	
職種		管理的職業従事者																	
区分	企業規模計(10人以上)								1,000人以上										
	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数					
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	千人				
男女計	50.6	21.6	167	2	542.2	535.6	2103.3	188	097	49.8	23.7	164	3	624.0	615.4	2817.7	68	063	
学歴計																			
～19歳	19.2	1.2	168	20	209.7	181.9	328.3	7	19.5	1.5	165	26	221.7	186.1	474.5	5			
20～24歳	22.8	2.8	168	10	284.5	256.3	432.9	125	22.7	1.9	162	6	258.5	247.3	456.6	54			
25～29歳	27.9	5.0	168	6	345.8	333.7	797.2	1	356	28.0	5.1	167	7	377.6	364.4	1112.2	328		
30～34歳	33.0	8.4	168	7	432.1	414.3	1241.0	4	239	33.0	9.4	161	9	495.5	468.8	1694.8	1	822	
35～39歳	37.8	12.5	168	5	481.8	466.2	1687.5	11	281	37.8	13.6	165	7	546.2	523.3	2267.9	4	372	
40～44歳	42.8	16.1	168	3	511.4	502.3	1919.3	27	256	42.8	17.4	164	4	585.9	572.5	2489.2	9	659	
45～49歳	47.7	20.9	167	2	535.9	529.4	2175.0	42	488	47.7	22.7	165	2	617.7	609.7	2803.1	15	684	
50～54歳	52.4	24.8	167	2	590.9	585.7	2471.8	46	178	52.4	26.8	164	2	663.3	657.4	3117.5	20	021	
55～59歳	57.3	27.0	166	1	590.6	587.0	2381.6	36	217	57.2	30.4	164	1	670.5	666.7	3171.8	12	842	
60～64歳	62.1	21.8	167	1	491.8	487.6	1486.5	13	215	61.9	26.2	165	1	563.8	560.2	2381.3	2	653	
65～69歳	67.0	21.2	168	1	422.7	420.4	1035.6	3	901	66.8	20.0	164	1	475.5	472.8	1583.3	524		
70歳～	73.8	27.8	168	0	368.8	367.2	756.3	1	833	71.5	19.6	158	0	568.9	568.2	831.4	99		
中学	53.2	22.2	173	4	432.7	422.5	1043.4	1	836	50.7	24.0	168	6	521.5	508.1	1841.6	447	270	
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20～24歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25～29歳	28.5	2.6	176	1	409.4	404.3	860.5	4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30～34歳	32.2	7.9	168	15	324.4	298.3	724.9	14	34.5	15.5	200	0	427.5	427.5	1535.2	2			
35～39歳	37.7	10.2	169	4	367.7	355.8	559.8	138	37.1	14.0	163	4	420.7	401.7	1458.9	18			
40～44歳	42.6	14.3	178	2	475.8	467.2	992.2	267	43.8	23.3	189	1	497.3	496.6	1376.2	51			

令和2年賃金構造基本統計調査

職種(大分類)、性、雇用形態別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)

(職種)第9表

表頭分割		01																
区分		企業規模計(10人以上)										1,000人以上						
区分	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数				
															千円	千円	千円	千円
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千人	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	千人			
管理的職業従事者																		
男女計	50.6	21.6	167	2	542.2	535.6	2103.3	188	097	49.8	23.7	164	3	624.0	615.4	2817.7	68	063
常用労働者計	50.3	21.6	167	2	545.0	538.4	2127.2	183	395	49.6	23.7	164	3	625.8	617.2	2834.6	66	974
正社員・正職員以外計	60.9	19.4	164	2	432.0	428.3	1173.2	4	702	60.2	21.5	164	3	511.1	504.9	1778.6	1	089
雇用期間の定め無し計	50.1	21.6	167	2	546.4	539.7	2139.3	180	506	49.5	23.7	164	3	627.2	618.5	2842.7	66	268
雇用期間の定め有り計	61.2	19.8	165	2	443.2	438.4	1249.1	7	590	61.2	20.6	164	3	506.3	497.7	1893.0	1	795
正社員・正職員のうち雇用期間の定め無し	50.1	21.7	167	2	546.9	540.2	2142.6	179	988	49.5	23.8	164	3	627.3	618.7	2845.6	66	184
正社員・正職員のうち雇用期間の定め有り	61.3	19.4	167	2	445.3	439.4	1309.8	3	406	62.0	18.6	164	2	500.2	488.3	1907.5	790	
正社員・正職員以外のうち雇用期間の定め無し	59.3	12.9	168	2	355.9	352.6	959.9	5	188	55.5	14.1	168	6	510.5	502.4	542.9	84	
正社員・正職員以外のうち雇用期間の定め有り	61.1	20.2	164	2	441.4	437.6	1199.7	4	184	60.6	22.1	164	3	511.2	505.2	1881.6	1	005
男																		
常用労働者計	50.7	21.8	167	2	548.4	541.9	2141.7	171	505	49.9	23.9	165	2	628.8	620.5	2850.4	62	736
正社員・正職員以外計	50.4	21.9	167	2	551.0	544.4	2164.1	167	271	49.7	23.9	165	2	630.1	621.8	2863.8	61	784
雇用期間の定め無し計	61.4	20.2	165	1	443.8	441.1	1253.6	4	234	61.5	22.9	164	2	539.5	536.3	1982.0	953	
雇用期間の定め有り計	50.2	21.9	167	2	552.6	546.0	2177.7	164	492	49.6	23.9	165	2	631.6	623.3	2872.1	61	122
正社員・正職員のうち雇用期間の定め無し	61.5	20.4	166	1	449.2	445.0	1296.9	7	013	62.1	21.2	164	2	520.9	513.6	2029.6	1	614
正社員・正職員のうち雇用期間の定め有り	50.2	21.9	167	2	553.0	546.4	2180.3	164	075	49.6	23.9	165	2	631.7	623.4	2874.7	61	051
正社員・正職員以外のうち雇用期間の定め無し	61.6	19.6	167	2	448.6	442.6	1332.5	3	196	62.1	18.2	164	2	500.4	487.6	1952.2	733	
正社員・正職員以外のうち雇用期間の定め有り	60.2	12.9	169	2	390.2	386.6	1129.9	4	417	55.5	13.6	169	7	559.4	550.4	594.6	71	
女	61.5	21.0	164	1	449.7	447.1	1267.1	3	817	62.0	23.7	164	1	537.9	535.2	2094.0	881	
常用労働者計	49.5	19.0	165	3	478.5	470.8	1707.2	16	591	48.3	21.4	161	4	567.4	555.0	2432.3	5	326
正社員・正職員以外計	49.3	19.2	165	3	482.9	475.4	1743.8	16	123	48.2	21.6	161	4	574.1	562.1	2486.8	5	190

2 集計要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）（1）

第3回賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）
（令和5年10月13日）資料2の5ページ目より抜粋

集計要件の該当割合

- 集計要件に該当するサンプルの割合について、令和2年以降をコロナ禍前と比べると、一般労働者は1割程度低いが、短時間労働者は令和4年においてコロナ禍前と同水準となっている。
- 集計要件に該当するか否かは、①実労働日数の要件が最も大きく寄与。
 ☞ この要件に②1日当たり所定内実労働時間の要件を加えると、赤枠のとおり、現行要件との差は、一般労働者で0.1%未満、短時間労働者で完全に一致する。

	一般労働者				短時間労働者			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
集計要件に該当するサンプルの割合 (単位：%)								
ア：①、②、③該当（現行）	98.55	85.67	89.83	90.97	97.59	96.51	94.30	98.03
イ：①該当	98.68	86.14	90.26	91.34	98.33	97.27	95.11	98.82
ウ：②該当	99.43	97.95	98.27	98.53	97.59	96.51	94.30	98.03
エ：③該当	99.57	98.54	98.79	98.95	98.33	97.27	95.11	98.82
オ：①、②該当	98.55	85.68	89.84	90.97	97.59	96.51	94.30	98.03
カ：②、③該当	99.41	97.77	98.10	98.40	97.59	96.51	94.30	98.03
キ：③、①該当	98.68	86.12	90.25	91.34	98.33	97.27	95.11	98.82

※1：①は実労働日数、②は1日当たり所定内実労働時間、③は所定内給与額（短時間労働者は1時間当たり所定内給与額）に係る集計要件をさす。
 ※2：イ、エ及びキについては、1日当たり所定内実労働時間を1時間以上としている。（9ページ参照）

2 集計要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）（2）

所定内実労働時間及び所定内給与額の要件の試算

第3回賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）
（令和5年10月13日）資料2の9ページ目より抜粋

- 一般労働者及び短時間労働者について、下記のとおり集計要件を変更した場合、所定内給与額（短時間労働者については1時間当たり所定内給与額）にどのような影響が生じるか試算を行った。
- なお、所定内実労働時間の要件については、仮に除外することとすると短時間労働者について1時間当たり所定内給与額を計算できないものが集計対象に入ってしまうことや現行の要件が1時間以上9時間未満となっていることを踏まえ、1時間以上に変更して試算を行っている。

※一般労働者については、短時間労働者と足並みをそろえることとする。

【試算内容とその結果】

集計要件の変更内容		試算した結果の差
所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更（ア）	一般労働者	△4.5～0.2千円
	短時間労働者	△43～10円
所定内給与額の要件の除外（イ）	一般労働者（※2）	△0.4～0千円
所定内実労働時間の要件を1時間以上に変更及び所定内給与額の要件の除外（ウ）	一般労働者（※2）	△4.5～0.2千円

※1：都道府県別と企業規模別、産業大分類別にみたものは、参考資料1～4を参照。

※2：短時間労働者については、所定内給与額の要件を除外しても、サンプルサイズは変わらないことから所定内給与額の要件を除外した場合や所定内実労働時間の要件を変更し所定内給与額の要件を除外した場合の試算を行っていないことに留意。

2 集計要件の変更（所定内給与額要件の撤廃）（3）

第3回賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ（再設置）
（令和5年10月13日）資料2の11ページ目より抜粋

（イ）③所定内給与額の要件を除外した場合の産業大分類別の所定内給与額

○一般労働者

企業規模	産業大分類	2019（令和元）年			2020（令和2）年			2021（令和3）年			2022（令和4）年		
		所定内給与額 [千円] （現行）	所定内給与額 [千円] （試算）	差分 [千円]									
10人以上計	計	306.0	306.0	0.0	307.7	307.7	0.0	307.4	307.4	0.0	311.8	311.8	0.0
	C	323.7	323.7	0.0	338.6	338.6	0.0	323.3	323.3	0.0	347.4	347.4	0.0
	D	335.4	335.4	0.0	333.5	333.5	0.0	333.2	333.2	0.0	335.4	335.4	0.0
	E	293.6	293.6	0.0	298.3	298.3	0.0	294.9	294.9	0.0	301.5	301.5	0.0
	F	415.9	415.9	0.0	402.5	402.5	0.0	419.7	419.7	0.0	402.0	402.0	0.0
	G	379.5	379.5	0.0	383.0	383.0	0.0	373.5	373.5	0.0	378.8	378.8	0.0
	H	279.7	279.7	0.0	276.3	276.3	0.0	278.5	278.5	0.0	285.4	285.4	0.0
	I	313.2	313.2	0.0	307.9	307.9	0.0	308.0	308.0	0.0	314.6	314.6	0.0
	J	365.5	365.5	0.0	374.4	374.4	0.0	383.5	383.5	0.0	374.0	374.0	0.0
	K	321.9	321.9	0.0	333.4	333.4	0.0	326.1	326.1	0.0	339.5	339.5	0.0
	L	384.8	384.8	0.0	388.2	388.2	0.0	386.9	386.9	0.0	385.5	385.5	0.0
	M	249.0	249.0	0.0	250.5	250.5	0.0	257.6	257.6	0.0	257.4	257.4	0.0
	N	263.7	263.7	0.0	267.7	267.3	△0.4	268.2	268.2	0.0	271.6	271.6	0.0
	O	378.8	378.8	0.0	370.3	370.3	0.0	373.9	373.9	0.0	377.7	377.7	0.0
P	284.2	284.2	0.0	290.5	290.5	0.0	291.7	291.7	0.0	296.7	296.7	0.0	
Q	299.0	299.0	0.0	291.6	291.6	0.0	296.7	296.7	0.0	298.8	298.8	0.0	
R	264.7	264.7	0.0	264.4	264.4	0.0	265.5	265.5	0.0	268.4	268.4	0.0	

※2019年は、2020年と同じ推計方法で集計した。